わが国初の口蹄疫発症関係資料について本県公文書 (歴史資料) にみえる

病」とも)に関する史料が見出された。 において、わが国で初めて発生した口蹄疫(「流行性鵞口瘡」「口足という簿冊群の中から、明治三十三年(一九〇〇)東京府七区二郡を作成作業中であるが、このほど「農工商水産林業関係諸令達通牒」宮崎県文書センターでは、所蔵の歴史資料文書の詳細な件名目録

ごとである。 見える。寛永十七年(一六四〇)の「牛疫」で、諸国の牛が多数死 の育成、 明治三十三年の東京府下の口蹄疫発症は、この法の施行直後のでき 病の一〇の病気を獣疫として指定し、さまざまな予防対策を施した。 流行性鵞口瘡 施行) した。この法で牛・馬・羊・豚・犬を対象として、一、牛疫 二、炭疽 三、気腫疽 文書)、「牛疱瘡」(年代実録) などである。明治二十九年三月二十九 んだ例(年代実録)や、天保十四年 (一八四三) の「牛之病」 (永浜 牛の病気については、江戸時代の県内史料にもいくつかその例が 国は法律第六十号「獣疫予防法」を公布 (明治三十年四月一日 肉豚の増殖に力が注がれていた時期でもある。 当時の日本は日清戦争後で、 七、羊痘 四、鼻疽及皮疽 五、伝染性胸膜肺炎 V 豕 虎列刺 軍馬や役馬、 九 豕羅斯疫 役 牛、 + 狂犬

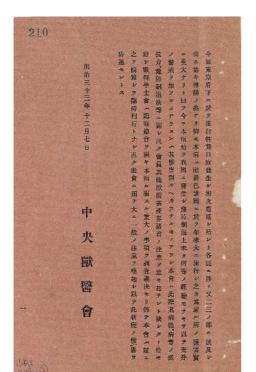
と、関係告示等史料 の五点である。十二月八日発行「中央獣医会雑誌第十三輯」の臨時増刊号 (写真)

口蹄疫発生当時の状況を知る主なる史料は、

史料

明治三十三年





史料 「中央獣医会雑誌第十三輯」臨時増刊号(表紙、1頁

史料 「官報第五千二百二十九号」

農商務省告示第百三十一号

客月下旬ヨリ東京府下ニ於テ流行性鵞口瘡発生シ其流行、芝、麻

郡ニ渉リ益々蔓延ノ兆アルニ依リ此際特ニ予防消毒上厚ク警戒ヲ布、小石川、本郷、浅草、本所、深川、北豊島、南葛飾ノ七区ニ

加フヘシ

明治三十三年十二月五日 農商務大臣 林 有造

明治三十三年十二月五日

農商務省農務局長代理

農商務書記官 酒匂常次 印

宮崎県知事 園山勇 殿

宮崎県

史料 (案文 明治三十三年十二月十二日

決裁)

告示二百十二号

史料

「県知事宛

農商務書記官より申進.

農発第一九九号

客月下旬ヨリ東京府下ニ於テ流行性鵞口瘡発生シ益々蔓延ノ兆ア

カ経験ナキ八勿論、其病性険悪ナラサルカ故ニ軽々観過スルノ虞

リ柳々該病八今回始メテ本邦二発生シタルモノニシテ各地トモ之

ナシトセス、然ルニ該病ノ伝染力タルヤ強大ニシテ僅々ノ時日中

二汎ク伝播シ、甚シキハ全国ノ家畜ヲ侵襲シ乳肉ノ産額ヲ減シ使

処、該病ハ今回始メテ本邦二発生シタルモノニシテ各地トモ己ガ

ルニ付、本日右予防ニ関シ警戒方第百三十一号ヲ以テ告示相成候

客月下旬ヨリ東京府下ニ於テ流行性鵞口瘡発生シ益々蔓延ノ兆ア

法ヲ講ジ、苟モ発生ノ兆アルニ於テ八速ニ消滅ニ至ラシムル様役ヲ妨タル等経済上重大ノ関係アルヲ以テ、此際宜シク応急ノ方

精々予防制遏ニ注意スヘシ

明治三十三年十二月十八日 宮崎県知事 園山 勇

シク応急ノ方法ヲ講シ苟モ発生ノ兆アルニ於テ八速ニ消滅ニ至ラ

シムル様予防制遏方御注意相成度此段為念申進候也

妨タル等経済上重大ノ関係有之候間、

此際一般ノ注意ヲ惹起シ宜

ク伝播シ、甚シキハ全国ノ家畜ヲ侵襲シ乳肉ノ産額ヲ減シ使役ヲ

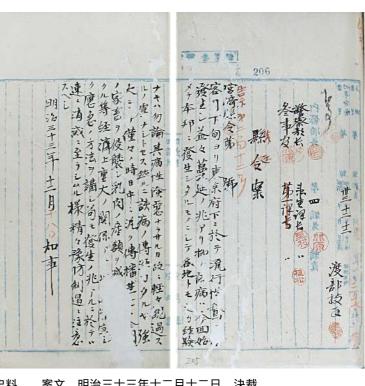
ントセス、然ルニ該病ノ伝染力タル強大ニシテ僅々ノ時日中ニ汎

経験ナキ八勿論、其病性険悪ナラサルカ故ニ軽々観過スルノ虞ナ

2

成候二付、

御郡下人民ニ於テ錯誤無之様御訓示相成度依命此段及



史料 明治三十三年十二月十二日 案文

史料 御照会案

各郡長

内務部長 三十三年十二月十九日施行

第三六八五号

第二百十二号ヲ以テ告示相成候処、 客月下旬以来東京府下二於テ流行性鵞口瘡発生二付、 、関係其他療法并二予防消毒法心得方八、 該病ニ関スル歴史公衆衛生上 本県録事ヲ以テ明示相 予防制遏方

逸帝国流行性鵞口瘡の予防法」として関係法規があげられている。 法」「予防法の要項」「予防法の解除」「消毒法」、そして「参照 ものである。その内容は、「流行性鵞口瘡」「公衆衛生上の関係」「 に世界がこの病気とどのような取り組みをしていたかがうかがえる

史料

明治三十三年十二月八日発行「中央獣医会雑誌第十三

臨時増刊号」

なかでも注目されるのが、この史料

である。今から一二五年前

独

的な打撃、さらに対策の基本と伝染の特徴について述べている リス・フランスなど)にみられ、その拡大の経路と被害状況、 行し、これまでヨーロッパ各国 (ドイツ・スイス・イタリア・イギ 蹄疫」「口足病」ともいい、歴史的には十九世紀初頭に南ドイツで流 流行性鵞口瘡」では、まずこの病気は「流行性鵞口瘡」また「口 経済

211 シエトンライ、革、山羊泉家と信を徐ニニの、夫、温泉家畜=登の麋鹿、衛星等ニを亦体報を支援する三代第3条本の一名2日韓渡及を日足額トロラ急任徳宗近徳年報エレラ日妻2代後、計聞フを盾及説房三本版、徳篤ヲ最 **セス水疱の含然、溶粉ク分泌液、再次、乳化、溶液、味ぶむ・清排症物・中・女気の消息・発動中の血液の・生存を有率)不管の水皮肌カリラサルを指定する。 第一個個のでの・ルモノ、動き労働の円位・シア流和エ由フは抽** 十万明ノ家畜之三種の遊風三級ランサハ百八十六年乃至丁八百九十四年ノ九年間一千二二十四万餘明於持生 施行性緣口的

史料 「中央獣医会雑誌第十三輯」 臨時増刊号(2頁)

「公衆衛生上の関係」では、病牛の生乳を飲用した場合の症状や

飲用の注意点についてふれている。

また「療法」では、「緊急接種法」として予防接種について次のよ

う記している。

緊急接種法(本病大流行ノ際ニ方リ其ノ経過ヲ短縮シ、平等ニ発

病セシメ且速二治療セシムルノ目的ヲ以テ病毒ノ接種法ヲ行フコ

トアリ、之ヲ緊急接種法ト曰フ、此法ハ病勢軽易ナルカ又ハ伝染

ノ危険切迫シテ到底全群ノ伝染免レ難シト認ムル場合、又ハ隔離

"允许七分》:"多几年老,不多多一尊多,言义人生死,又人作离

遮断ヲ行フニ便ナル発病地ニノミ施行スヘシ、接種ノ術式ハ簡単

ニシテロ粘膜ニ病畜ノ唾液ヲ塗布シ或ハ「ランセツト」ヲ以テ皮

膚二接種シ豕ニ於テ八接種鍼ヲ以テ鼻端ニ之ヲ植ウ、但シ之ヲ行

フニハ必ス獣医ニ依頼スルヲ要ス、本病ノ予防接種法八未タ確実

ノ効ヲ奏シタルモノナシ

(豕= 豚のこと)

さらに「予防法の要項」では次の十五項目をあげている。

一 本病発生シタルトキハ速ニ検疫委員ヲ設クルコト

一 流行地八勿論其ノ附近ニ在ル反芻獣及豕ノ健体検査ヲ行フコト

一 本病ヲ発見シタルモノハ速カニ之ヲ届出ルコト

近府県及鉄道船舶ニ由リ家畜ノ交通アル府県ニ通報スルコト本症発生ノ届出ヲ受ケタル官庁八速カニ其旨ヲ管内ニ告示シ隣

流行ノ状況ニ依リ発病ノ場所、町村又八郡県ヲ遮断区域ト為シ

其遮断ヲ励行スルコト

遮断区域内八人畜(馬ヲ除ク)ノ出入交通ニ制限ヲ加フルコト

土地ノ状況ニ依リ隔離法ヲ安全ニ実行スルヲ得ハ健畜ハ病畜ヨ

リ隔離スルコト

一 流行地域内其他之二接シタル附近ノ場所二於テ八家畜市場 (馬

ヲ除ク) 又ハ共進会其他家畜ノ群集ヲ停止スルコト

本病流行中警察官ハ牛馬宿、貸厩、共同牧場ヲ監督シ他人ノ反

芻獣及豕ヲ繋留シ放牧スルヲ許サヽルコト

一 発病舎内又八流行地域ニ於テハ犬、猫、家禽ヲ徘徊セシメサル

コト又可成野鳥ノ群集ヲ防クコト

| 流行ノ地域近傍二反芻獣及豕ノ牽行ヲ許サヽルコト

一特別ノ許可ヲ得テ流行地ヲ出入スル反芻獣及豕ハ可成車ヲ以テ

搬送スルコト

| 屠獣場及獣類化製場八衛生警察的監督ヲ厳ニシ最モ清潔消毒法

二注意セシムルコト

| 肉牛八其発送地ノ警察官及獣医又八検疫委員ノ検査ヲ受ケ健康

証ヲ携ヘシムルコト此証ナキモノハ輸入ヲ許サヽルコト

一 外国ヨリ輸入ノ反芻獣及豕八検疫スルコト

その病気がみられた西欧諸国、なかでもドイツの対策を参考にしてこれらの対策は、さきの「獣疫予防法」をもとに、最も早くから

いると思われる。

の報告があった。 千葉県で同月一〇日、十三日の両日に各一頭の流行性鵞口瘡の発生また、この直後の明治三十三年十二月二十二日の「官報」では、